## 名古屋宮の杜ロータリークラブ細則改正案

2023年6月1日

## 1. 細則第8条第1節(3)の件

細則	現行	改正案
第8条		
第1節(3)	クラブ管理運営委員会、会員増強委員会、広報委員会、奉仕プロジェクト、米山記念奨学委員会、ロータリー財団委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および他の委員から成るものとする。	第8条 第1節 (3) → 全削除 第8条 第1節 (4) → (3) 第8条 第1節 (5) → (4) 第8条 第1節 (6) → (5)

## 2. 細則第9条第7節の件

細則	現状	改正案
第9条	クラブ戦略計画(長期ビジョン検討)委員会	クラブ戦略計画(長期ビジョン検討)委員会
	会長経験者が委員長となり、委員は、歴代会長、 幹事、、会長エレクト、副幹事並びに委員長が指 名する若干名の委員をもって構成する。	全削除